

佐賀市

子どもの読書活動推進計画

2024年度～2028年度（修正版）

# 佐賀市子どもの読書活動推進計画（修正版）

## 目 次

### 第1章 基本理念

### 第2章 基本方針

- 1 計画策定の背景
- 2 計画策定の目的
- 3 計画の対象
- 4 計画の期間

### 第3章 子どもの読書活動推進のための現在の取り組み

- 1 就学前の家庭及び地域における読書活動の推進
- 2 義務教育段階の学校における読書活動の推進
- 3 市立図書館における読書活動の推進

### 第4章 子どもの読書活動推進のための環境整備 【現況と今後の目標】

- 1 就学前の整備
- 2 学校図書館の整備
- 3 市立図書館の児童コーナーの整備
- 4 図書館間、関連機関及び団体等との連携及び協力
- 5 啓発及び広報の推進

### 第5章 今後の推進目標及び新たな取り組み

- 1 子どもを読書好きにするための取り組み

### 第6章 計画の数値目標

#### （資料編）

自動車図書館「ブーカス号」巡回ステーション

児童書の所蔵数及び貸出点数

文言の定義

# 佐賀市子どもの読書活動推進計画

## 第1章 基本理念

読書活動は、これからの社会を担う子どもたちが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていくうえで、欠かすことのできないものであり、社会全体でその推進を図っていくことが重要です。

佐賀市では、子どもたちの豊かな心の醸成と、より深く、より楽しく生きる力を育むために、子どもたちがあらゆる機会に、学校、家庭及び地域で読書活動ができるように積極的に環境整備を行いたいと考えています。現在佐賀市には、佐賀市立図書館本館を中心に、7つの分館と6つの分室があり、それらの図書館及び学校図書館は、オンラインネットワークで結ばれ、「いつでも、どこでも、だれでも」自由に読書ができるようにすることを目指しています。

佐賀市の子どもたちが、学校、家庭及び地域において意欲的に読書に親しみ、生涯にわたって続く読書習慣を身につけることができる環境づくりに取り組んでいきます。

## 第2章 基本方針

### 1 計画策定の背景

平成12年の「子ども読書年」を契機に、子どもの読書活動を推進する超党派の議員による「子ども読書活動振興法案作成プロジェクト」が設置され、平成13年12月に「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」ということを基本理念とした「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行されました。

この法律で、都道府県及び市町村は、「子どもの読書活動推進計画」を策定するよう努めることとされました。

国は、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を、平成20年3月には第二次計画を、平成25年5月には第三次計画を策定しています。この間、平成17年に「文字・活字文化振興法」が制定され、平成18年に教育基本法の改正、平成20年には社会教育法及び図書館法の改正が行われました。さらに、平成20年6月の国会において、平成22年を「国民読書年」と定め、読書環境の整備を進めました。

文部科学省が発表している全国の市町村における「子どもの読書推進計画の策定率」は、

市が93.9%、町村が74.4%となっています（令和3年度末現在）。

さらに国は平成30年に第四次計画、令和5年5月に第五次基本計画を策定しました。第五次計画は、おおむね5年（2023年～2027年度）にわたる子どもの読書活動推進に関する基本方針と具体的方策を明らかにするものです。

## 2 計画策定の目的

佐賀市の子どもの読書活動に向けた目標を定め、今後の佐賀市の子どもたちが読書に親しみ、より良い読書習慣を身に付けるための施策と具体的な取り組みを示すべく子どもの読書活動の推進に向けた基本計画を策定します。

また、国の法律に基づく「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」や「佐賀市立図書館サービス計画」との整合性を図ります。

さらに、本市では、地域の実情を踏まえ、子どもたちの読書活動を推進するため、次のような指針を設定します。

- (1) 子どもを読書好きにするための取り組みの推進⇒《意識の啓発》
- (2) 市立図書館や学校図書館における図書整備⇒《環境整備》
- (3) 子どもの読書活動の推進に向けた働きかけ⇒《今後の取り組み》

## 3 計画の対象

本計画は、0歳から概ね18歳までを対象とします。

## 4 計画（修正版）の期間

2024年4月から2029年3月までの5年間とします。

### 第3章 子どもの読書活動推進のための現在の取り組み

#### 1 就学前の家庭及び地域における読書活動の推進

家庭は、子どもが最初に読書に出会う場であり、読書に親しみ、楽しむ習慣を形成する大切な役割を担っています。特に乳幼児期には、読み語りを通して、親子のコミュニケーションが深まることによる子どもの精神的な安定感、情緒を豊かにする等の効果をもたらすため、家庭における読書の大切さを啓発し、推進します。

現在、市立図書館では『えほんであそぼっ！あかちゃんの絵本ガイドブック』を作成しています。この中の児童書の選定に関しては、市立図書館職員だけでなく子育て経験のあるボランティアも加わっており、よりよい選定を目指しています。

健康づくり課で実施している「こんにちは赤ちゃん」事業（乳幼児家庭全戸訪問）において冊子を配布しており、今後、より絵本の読み語り大切さを伝えていく方策を検討します。

#### 2 義務教育段階の学校における読書活動の推進

##### (1) 授業時間における読書活動

小・中学生の各学校段階において、ブックトークや授業内容に合わせたブックリストの作成等を行うなど、子どもの読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を身につけさせます。また、各クラスの図書室の利用時間を設定し、調べ学習の時間としての活用を奨励します。

##### (2) 授業時間以外における読書活動

小・中学校で実践されている一斉読書活動や、読み語り及び家庭での読書週間などの取り組みを今後いっそう充実させるようにします。また、読書感想文・感想画コンクールへの参加やその指導、集会活動や広報活動など読書に関する啓発活動に取り組むことにより、学校や家庭における読書習慣を確立するように働きかけます。

##### (3) 教職員の読書活動推進についての意識高揚

子どもの読書活動に資する取り組みを推進していくため、教職員が読書活動の意義について共通の認識をもつことが重要です。そこで、今後も、各学校において、図書館担当者（司書教諭等）が中心となって先進的な取り組みや日常の子どもの読書の状況に関する情報交換及び研修等を行うことにより、意識の高揚を図っていくよう努めます。

##### (4) 学校図書館の活用

現在、調べ学習をはじめとして、読書活動を活かす授業を展開するうえで、学校図書館の活用がその中心となっています。そこで、これからの学校図書館は、子どもの主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に役立つ「学習・情報センター」としての役割を担うとともに、子どもの自由な読書活動の場として、想像力を培い、豊かな心を育む「読書セ

インター」としての役割がさらに重要になります。

各学校では、各教科等の年間指導計画に学校図書館の利用を位置づけ、学校図書館を中心とした年間指導計画を作成するなど、意図的及び計画的に学校図書館を活用することができるよう、引き続き組織的に取り組むように努めます。

#### (5) 子どもの活動の活性化

学校図書館の運営及び充実のためには、子どもの図書委員会活動も重要な要素です。そこで、今後は、貸出事務や書架の整理等にとどまらず、図書だよりの発行及び読書会の開催など、図書委員活動をいっそう活性化させるよう促すとともに、他校の図書委員会の優れた取り組みを学ぶために交流会等の実施を図っていきます。

#### (6) 地域との連携

現在、一斉読書活動における読み語りボランティア等、地域の人材や保護者と連携した取り組みを行っています。今後は、さらに連携を深め、より広がりのある学校図書館活動の展開に努めます。

#### (7) 市立図書館による学校図書館支援

現在、市立図書館は、学校図書館情報システムの情報端末を使用し、団体貸出等による調べ学習の支援を行っています。今後は、市内小・中学校との資源共有をさらに進め、資源の効率的な活用を図るとともに、学校図書館への支援を通して子どもの学習及び読書活動を支援していきます。また、調べ学習の支援として関連資料の整備を行っています。

### 3 市立図書館における読書活動の推進

#### (1) おはなし会の実施

##### ア 定期

市立図書館の職員だけでなく、読み語りボランティア等によるおはなし会を定期的を実施しています。絵本だけでなく、紙芝居や手遊び等を交えながら、他の子どもや保護者との交流もできる場としても活用できる機会をつくれます。

##### イ 不定期（たなばたおはなし会及び冬のあったかおはなし会等）

定期のおはなし会では通常使用しない大型資料（大型絵本、紙芝居、エプロンシアター及びパネルシアター等）を使った大きな部屋でのおはなし会です。開催日を土曜日や日曜日にすることで、平日は参加できない保護者も一緒に参加できます。たなばたやクリスマスをテーマにしたおはなしや工作を取り入れることで季節行事としての体験ができます。

今後も市立図書館利用者の増加につながるよう、おはなし会の工夫を続けます。

#### (2) 「読み語り講座」の実施

読み語り用の児童書の選定について、読み語りの仕方、紙芝居の演じ方及び絵本と紙芝

居との違い等を、専門家を招いて講演会等を開催しています。これはこの講座を受講した方が地域の公民館や小学校での読み語りに積極的に関わることで、市立図書館へ足を運ぶことが難しい子どもも、自分の住む地域で物語の世界に触れる機会が増え、読書や市立図書館への親しみを持つことを目指しています。

なお、令和5年度には「読み語りボランティア養成講座」から名称を変更しました。各家庭で子どもとともに本に触れる楽しさを知り、本をとおして子どもとの触れ合いを深めることができるように、ボランティア活動をする人以外にも、受講対象者を拡げました。

今後は地域での読み語り活動の充実と家庭での読書活動の充実を目指していきます。

### (3) 自動車図書館「ブーカス号」の運行

自動車図書館が市内14ヶ所に設置したステーション（サービスポイント）を定期的に巡回し、市立図書館の本館、及び分室及び分館が近隣にない地域での子どもたちへの読書活動の推進を行っています。特に夏休み期間中においては、「ブーカスマつり」を開催し、より一層の利用拡大を推進しています。また、定期的に発行している広報誌「ブーカスだより」を各サービスポイントの施設及びその近隣の小・中学校へ配布し、新刊の案内等を行っています。今後は自動車図書館をPRするために、広報誌の内容の充実や自動車図書館を紹介する広報などを行い、また、ステーションについては現況と要望等を総合的に判断し必要に応じて見直すなど今後も利用を推進していきます。

### (4) 「君を助け隊」の実施

小・中学生の夏休み自由研究の中で、採集及び実験など取り組みが難しい理科分野について専門家がアドバイスすることで、取り組みやすい環境づくりを図ると共にこのイベントを通して図書館で調べるという習慣を身につけてもらっています。

今後はより多くの小・中学生に参加してもらうために、市内小・中学校への広報の強化を行い、また、このようなイベントを行うことにより、市立図書館をより身近に感じてもらい、将来的な市立図書館利用者の増加につなげていきます。

## 第4章 子どもの読書活動推進のための環境整備 【現状と今後の目標】

### 1 就学前の整備

#### (1) 乳幼児への取り組み

現在、健康づくり課で実施している「こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問）」事業において、「あかちゃんの絵本ガイドブック」を配布しています。また、市立図書館では毎週木曜日に「赤ちゃんおはなし会」を行うことで、読み語りの大切さを伝えていきます。

#### (2) 保育園等への働きかけ

市立図書館は、市内の保育園や幼稚園、認定こども園等に対し、市立図書館の絵本や読み語り、イベントなどの情報提供を積極的に行い、市立図書館の利用を働きかけます。

また、市立図書館は、市内の保育園や幼稚園、認定こども園等からの子どもの読書や読み語りなどの相談に対し、有益な情報を提供するよう努めます。

### 2 学校図書館の整備

#### (1) 施設の整備及び充実

学校図書館は、豊かな心を育む「読書センター」としての整備及び充実を進めるとともに、子どもの主体的な学習活動を支援する「学習・情報センター」としての機能の充実を図っています。

#### (2) 学校図書館の活用を充実していくための組織の整備

学校図書館の運営に当たっては、校長のリーダーシップのもと、学校図書館担当（司書教諭等）が中心となり、教員、事務職員やボランティアが連携協力して運営し、それぞれの立場から、学校図書館の活用が図られるよう指導しています。

#### (3) 図書資料等の充実

子どもの豊かな読書経験の機会の充実のため、学校図書館には多様な図書資料を整備及び充実させていく必要があります。図書資料等の購入を計画的に行い、その充実に努めます。

#### (4) 学校図書館の情報化

学校図書館を「学習・情報センター」として活用するためには、図書情報の検索、地域の図書館とのネットワーク化による資料の相互貸借が必要です。小・中学校の図書館蔵書をデータベース化するとともに、市立図書館とのネットワークを構築し、学校間及び市立図書館との図書資源の共同利用化を推進しています。これにより、学校図書館の図書整備を進め、読書指導の活性化はもとより、学校の教育課程の多様な展開に役立てています。

#### (5) 学校図書館嘱託職員及び教職員の研修の充実

学校図書館における実務の中心となる学校図書館嘱託職員や、読書活動の推進の中核となる図書館担当教諭（司書教諭等）をはじめ教職員の資質向上のための研修が充実したものとなるよう努めています。

#### 【今後の目標】

子どもが自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応する能力を育てるため、学習情報センターとしての機能充実を目指します。また、県教育センターの研修講座をはじめ、各関係団体が行う研修の充実を図るとともに、読書活動等についての研修を校内研修に位置付けます。

「学校図書館事務職員研修会」等へ市立図書館職員も参加し、学校団体貸出の利用に関する理解を深めるとともに、情報の共有や意見交換等を行うことにより市立図書館の学校団体貸出用の資料の充実を図り、学校図書館への支援を強化します。

### 3 市立図書館の児童コーナーの整備

佐賀市立図書館全館にある児童書の所蔵数は、令和4年度末の実績で約23万点であり、一方で、一般書は全館で約45万3千点です。児童書の一般書に対する割合は、約50%です。

児童書の貸出点数は、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度には約50万点に一時減少したものの、令和3年度には約57万9千点に回復し、令和4年度は約55万5千点となり、ほぼコロナ禍以前の状態になっています。今後も児童書の貸出点数を増加させていくことを目標とします。貸出点数の増加を目指すだけでなく、児童書の内容が最も大切なため、担当職員等により、よりよい児童書を選書していきます。なお、一般書の貸出点数は、令和3年度の約80万3千点から、令和4年度は約76万2千点に減少しています。

乳幼児と保護者が市立図書館に気軽に足を運びゆっくりと過ごせるように、児童コーナーの「おはなしのへや」の側に臨時授乳室を設けています。乳幼児の保護者が市立図書館に気軽に足を向けられるようにとの方策です。また、児童コーナーには「こどものトイレ」を設置しており、いつでも乳幼児及び児童が利用できるように整備されています。男の子用と女の子用の両方が隣り合って同じ部屋にあり、オムツを取り替えることができる設備も同所に用意しています。

また、絵本についてはその内容によって下記のコーナーを作っており、同じ内容の絵本を複数見比べたりする配架をしています（以下、市立図書館・本館の例）。

- (1) 赤ちゃん絵本（赤ちゃんサークル）コーナー
- (2) 絵本コーナー（絵を描いた人で分類）

- (3) よい絵本（全国学校図書館協議会絵本委員会）
- (4) おすすめの絵本40選（佐賀市立図書館選）
- (5) むかしばなし
- (6) 乗り物絵本コーナー
- (7) 外国語の本コーナー
- (8) 知育絵本コーナー
- (9) その季節や時事に合わせたテーマの本のコーナー

上記以外に、こどもの日の紙芝居コーナーや夏の絵本など、分野ごと季節ごと又は時事に沿ったテーマの資料コーナーの整備を行います。

その時季にあった児童書などの資料を前面に出すことで、児童書を手に取りやすい工夫をしています。

#### 【今後の目標】

今後も、より利用者に分かりやすく、興味を引くような書架配置の工夫に努めます。また、小学生に比べ利用の少ない中・高生の市立図書館の利用や関心を高めるため、知的好奇心を刺激する資料の展示、学校紹介及び部活動の情報交換ができるボードの設置等、児童書から一般書へと読書の幅を広げる場を整備します。

## 4 図書館間、関連機関及び団体等との連携及び協力

### (1) 児童サービス研究会への参加

4月と8月を除く偶数月に（年に4回）開催されます。県立図書館が事務局となり、県内公共図書館の児童サービス担当が自主的に集まり、輪番制で司会等を務める研修会を行っています。

#### 【今後の目標】

今後もより実務に役立つような研修の実施ができるよう、研修会の場や、事務局である県立図書館へ相談や要望をしていきます。

### (2) おはなしボランティアとの打ち合わせ

年1回程度、読み語りグループである「おはなし広場の会」「すばなしの会」「おはなしかいがらがらどん」との意見交換会を行っています。

#### 【今後の目標】

共同で行える読み語りイベント等、市立図書館及び読み語りグループの活性化に結び付くよう努めます。

### (3) 学校図書館への支援及び団体貸出の実施

学校図書館及び読み語りグループを団体登録し、学校図書館への図書資料の長期貸出及び読み語りグループへの大型資料の貸出等を実施しています。

#### 【今後の目標】

今後も学校のニーズも汲み取りながら、選書や団体貸出を実施していきます。

## 5 啓発及び広報の推進

### (1) 「こどもの読書週間」に合わせたイベント

児童書を読む意欲を湧きたてるようなイベントを行います。平成30年度以降、「ポップバルーンをとばそう！」というテーマで、おすすめポイントが無記名で書いてもらい、バルーン型の用紙とおすすめ本のタイトルを掲示しています。

#### 【今後の目標】

今後も児童が気軽に参加できる本に関わるイベントを実施していきます。また、児童だけではなく大人まで含めて参加できるよう、広報の工夫などを行っていきます。

さらに、読書週間中には、本館近隣の小学校の児童が「一日こども図書館長」として、市立図書館の業務を体験し、館内巡回や市立図書館のPR活動を行います。

### (2) 「おすすめの本」小冊子の作成

課題図書や指定図書以外にも面白い図書があることを知ってもらうために、市立図書館が所蔵している図書の中から、それぞれの年代に合ったおすすめの本を市立図書館職員で選んだブックガイドを作成しています。小学校の低、中、高学年向け、中学生向けの4種類の小冊子作製を年2回、YA（ヤングアダルト）向けのポスターを年4回掲示しています。

### (3) 手づくり絵本教室及び関連事業

手づくり絵本のコンクールと共に手づくり絵本教室を実施することで、「物語を書く・描く」という自己表現の場を設けました。自分で物語を作る魅力を知ってもらうことにより、豊かな感受性と想像力を育む読書活動を支援します。

また、コンクールの佐賀市長賞の作品は令和3年度までは製本し、市立図書館で貸し出しています。また、令和4年度分は電子図書館で公開しています。

このことにより、描いた本人やコンクール参加者だけではなく来館者の目に触れることになり、市立図書館で行っているイベントへの関心や読書に対する興味を促すことを目指します。

なお、これまで実施していたコンクール事業は令和4年度まででいったん終了となり、今後は新たな形の発表の場を設けるよう企画します。

【今後の目標】

絵本教室でのテーマや教室の内容が「参加してよかった」というものになるよう、今後さらに絵本教室講師と一緒に考え企画していきます。

(4) 図書館たんけん隊の実施

小学生を対象として募集を行い、一般の来館者が通常は入ることが出来ない館内施設を見てもらい、市立図書館の様々な仕事や施設について探検気分を味わってもらいながら見学してもらいます。市立図書館を身近に感じてもらうイベントを行うことで参加者と保護者の図書館の利用拡大を図ります。

【今後の目標】

見学してもらう館内施設の見直しを行い、また、見学の途中で行う市立図書館に関するクイズやスタンプラリーなどの充実を図り、参加者の満足度を高めるようにしていきます。

(5) 調べる学習小学生講座の開催

図書館を使った調べる学習は、知的好奇心、情報リテラシー、読解力、思考力及び言語力等が磨かれる学びとされています。

この力を身につけるための小学生講座を平成28年度から実施しています。また、全国コンクールである「図書館を使った調べる学習コンクール」の地域コンクールを開催することで、市民（特に小・中・高校生）がいくつかの決まりごとを守って、情報リテラシーを学ぶ機会を増やします。この力は将来の学習及び仕事等に大きく役立ちます。

【今後の目標】

今後も調べる学習小学生講座の内容をより充実したものにするとともに、多くの小学生に知ってもらえるような工夫をしていきます。また、学校司書の研修会として講座を開き、詳しい説明をするなど学校での理解が深まる取り組みを行います。

(6) 子ども司書講座の開催

小・中学生を対象に募集を行い、図書や図書館についての基礎知識に関する講座、排架・修理等の実践、おはなし会の開催を行いました。

【今後の目標】

受講者の図書館への知的好奇心を満たすように講座の内容を検討します。また、高校生への拡充もしていきます。

## 第5章 今後の推進目標及び新たな取り組み

### 1 子どもを読書好きにするための取り組みの推進

#### (1) 読書の楽しさを伝える取り組み

市立図書館は、行政機関及び民間団体等とも連携し、乳幼児からの読書活動の環境を整備します。具体的には、保育園や幼稚園、認定こども園等と協力し、近くの本館、分館又は分室の利用促進を図ります。また、子どもの年齢に応じた「おすすめ本」のリストを作成し、子どもが利用する施設等に配布します。

現在は、市立図書館職員が近隣の保育園、幼稚園及び小学校へ「おでかけおはなし会」を行っています。

#### (2) 多文化への誘いかけ

市立図書館は、子どもが、広く外国の文化を学ぶための入口となるよう取り組みます。具体的には、外国語図書の充実等を図ります。

#### (3) 市立図書館と学校図書館との連携

市立図書館は、学校での読み語り等、子どもの読書活動に関するボランティア活動及び調べ学習等を支援し、学校図書館との連携及び協力体制の充実を図ります。

#### (4) 郷土資料の子どもの学習への活用

市立図書館は、児童の学習用教材としての郷土資料の紹介及び情報提供を行い、郷土を学び、郷土を愛する心を育みます。具体的には、子どもを対象とした郷土資料の紹介及び情報発信を行います。

#### (5) 子ども司書講座及び中・高校生司書講座

市立図書館は、小・中学生向けの講座をより充実したものとし、高校生向けの司書講座を行います。

#### (6) 学校図書館の活用の推進

学校は、学校図書館の各クラスでの利用時間を設定し、調べ学習の時間としての活用を奨励します。また、一斉読書活動や読書週間の取り組みの推進に努め、読書指導の充実を図ります。

#### (7) ボランティアの協力及び連携

現在、市立図書館では、「読み語り講座」を実施しています。研修を受けた方々に活躍の場を提供して、子どもたちの読書活動の推進にともに取り組んでいきます。

#### (8) 佐賀市電子図書館の試験運用

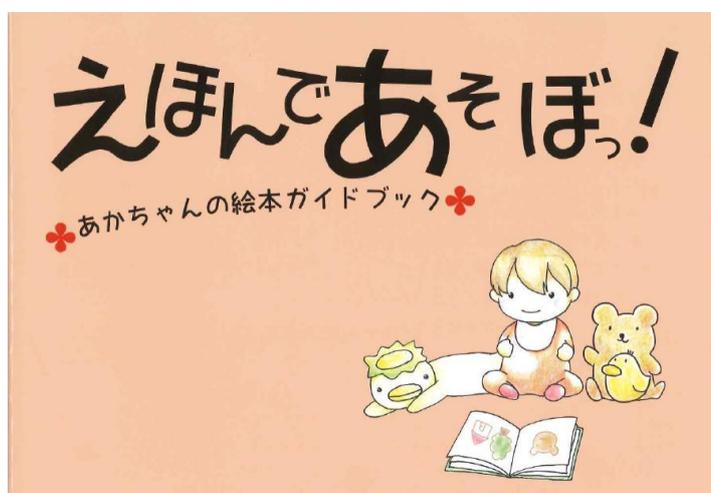
2023年6月から2025年5月までの期間で佐賀市電子図書館の試験運用が始まりました。現在、児童書や児童向け郷土資料を中心に約800点が利用可能です。電子図書館

についても本格運用に向けて、よりよい児童書を選書し、利用者の増加を目指します。

## 第6章 計画の数値目標

この計画の数値目標として次の4項目を掲げ、最終年度までの達成に努めます。

|   | 市民アンケート調査等の項目  | 2022年度実績 | 2028年度目標 |
|---|--|----------|----------|
| 1 | 子どもにご家庭で本を読んであげている割合<br>(健康づくり課指標)                               | 93.2%    | 90%      |
| 2 | 学校の授業時間以外に読書をする小学生の割合<br>(学校教育課指標)                               | 74.3%    | 80%      |
| 3 | 学校の授業時間以外に読書をする中学生の割合<br>(学校教育課指標)                               | 67.9%    | 70%      |
| 4 | 図書館児童コーナー利用者が満足している割合<br>(市立図書館指標)<br>※未回答及び「わからない・利用しない」を母数から除く | 94.8%    | 95%      |



※資料編

P 6 自動車図書館「ブーカス号」巡回ステーション（令和5年度）

| 町名   | ステーション名       |
|------|---------------|
| 富士町  | 大串公民館         |
|      | 富士大和温泉病院正面玄関前 |
|      | 下小副川公民館       |
|      | 富士小学校         |
|      | 小中一貫校北山校      |
| 川副町  | 西川副公民館        |
|      | 大詫間公民館        |
|      | 中川副公民館        |
| 大和町  | 松梅保育所前        |
|      | 小中一貫校松梅校      |
| 久保田町 | 久保田特産物直売所     |
| 久保泉町 | 久保泉公民館        |
| 兵庫町  | ひょうたん島公園      |
| 嘉瀬町  | 嘉瀬公民館         |

P 8

児童書の所蔵数及び貸出点数（全館）

|      | 令和2年度    | 令和3年度    | 令和4年度    |
|------|----------|----------|----------|
| 所蔵数  | 226,243点 | 230,509点 | 230,853点 |
| 貸出点数 | 500,089点 | 579,111点 | 555,057点 |

一般書の所蔵数及び貸出点数（全館）

|      | 令和2年度    | 令和3年度    | 令和4年度    |
|------|----------|----------|----------|
| 所蔵数  | 455,951点 | 458,176天 | 453,338点 |
| 貸出点数 | 772,471点 | 803,857点 | 762,826点 |

## P10 文言の定義

「課題図書」とは、公益社団法人全国学校図書館協議会が毎年選定する、読書感想文を書く対象として推奨した図書です。

「指定図書」とは、九州・山口各県学校図書館協議会と西日本新聞社で毎年「西日本読書感想画コンクール」を開催しており、その対象として推奨した図書です。

「YA (ヤングアダルト)」とは、主に10代の読者あるいは利用者を、児童と成人の間に位置し独特の配慮を要する利用者層として図書館界又は出版界で意識して呼称するときを使う用語である。

発行：佐賀市教育委員会 教育部 佐賀市立図書館

〒840-0815 佐賀市天神三丁目2番15号

TEL：0952-40-0001 FAX：0952-40-0111

E-mail：toshokan@city.saga.lg.jp